大正10年5月10日[illegible]
荒川副參事

事業項目

一、従來海員間ニ蟠レル悪風ヲ改善セシメ家庭的精神ヲ涵養シテ國民ノ義務ヲ全フセシムルコト
一、主義綱領ヲ貫徹スル方法ヲ講ズルコト
一、全國各港ニ寄宿所ヲ建設シ失職海員ヲ收容シテ海員ト船主(汽船、帆船)ノ利便ヲ圖ルコト
　但寄宿所建設迄ハ從來ノ營業者ニ寄宿及ヒ紹介事業ヲ委託ス
一、全國各港ニ海員職業紹介部ヲ置キ海員及ヒ船主(汽船、帆船)ノ利便ヲ圖ルコト
前項ニ資スル爲本會ハ常ニ失職海員ヲ調査シ各船主(汽船、帆船)ニ對シ自由ニ且遺憾ナク供給スル方法ヲ講ズルコト
一、本會ノ職業紹介ハ無料トス
　但政府及ヒ船主ト協定ノ上適當ノ時期ニ之レヲ施行ス
一、海員ノ救濟、修養、娯樂其他ニ備フル施設ハ必要ニ應ジ適宜之レヲ設クルコト
一、會員ノ募集ハ直チニ之レヲ行フコト

(參考)

寄宿所々在地及收容人員豫定數

寄宿所所在地名	豫定人員數	寄宿所所在地名	豫定人員數	寄宿所所在地名	豫定人員數
函館	三百名	糸崎	七十名	若松	六百名
小樽	二百五十名	因ノ島	五十名	博多	六十名
室蘭	百名	御手洗	五十名	唐津	六十名
横濱	六百名	宇品	百名	三池	百名
清水	五十名	上ノ關	三十名	口ノ津	五十名
名古屋	百名	徳山	三十名	長崎	二百名
大阪	千名	下松	二十名	鹿兒島	六十名
神戸	千名	下關	五百名	敦賀	三十名
木ノ江	百名	門司	六百名		

以上ノ外ニ本會ト聯絡ヲ有スルモノ
青森、仁川、元山、釜山、大連ハ目下交渉中